

奈良県告示第百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十九年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の 名称又は氏名	指定介護機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
クオール薬局大 和高田店	大和高田市東三 倉堂町八一三	エーベル薬局大 和高田店	クオール薬局大 和高田店	平成二十三 年八月一日